

「オリンピック事業」サイトー「日野自動車事業」サイト間における事業連携へのインセンティブ提供(検討項目)

「国家戦略特区」及び「自動車新産業特区」より ――東京都、国交省、経産省、外務省、内閣府 等より支援

[雇用] (国家戦略特区、産業競争力会議他による検討項目より抽出)

- ●外国人高度専門家、起業家に向けた 在留資格の緩和、有期雇用の特例化 ・高度専門職種の拡大と、海外免許による日本国内での行為許可・業務解禁
- ・二国間協定の対象国拡大 ・ヘルパー随行許可 等
- ●外国人研修者に向けた 在留資格の緩和、技能実習制度の拡大
- ・期間延長(3年→5年)、再入国・再実習の認可、実習生の総数拡大。
- ・受け入れ対象職種の拡大一現行68職種に、「介護」、「林業」、 「自動車整備業」、「店舗運営管理業」、「総菜製造業」を追加。

## [まちづくり]

- ●容積率・用途等 土地利用規制の緩和 エリアマネジメントの民間開放
- ●道路占用許可基準の緩和 ●賃貸借型滞在施設への旅館業法の適用除外
- ●歴史的建造物の活用―建築基準法、消防法、旅館業法上の特例化

(「自動車新産業特区」 特恵項目案より抽出)

- ●エンタープライズ法整備(各種規制の見直しと優遇措置) (こよる国内外の民間投資集約(起業家導入と成長支援) 国際標準に則ったビジネス&生活支援サービスの強化促進。 (弁護士・弁理士、会計事務所、通訳・翻訳、人材派遣等)
- 海外からの投資家・起業家へのセキュリティ・インセンティブ 人権、出入国、居住、教育、就労、保険、福利厚生、治安等

へのインセンティブ提供。 外国人専門技能者・技術者、医師、薬剤師、調理師、

介護福祉士等の資格要件緩和、 及び 入国基準・在留資格基準・在留期間の緩和、 行政文書の英語記載、外国学校法人認可 等